

## 地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

地域共生社会講座動画制作等委託業務

#### (2) 事業の目的

少子高齢化や人口減少などにより地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が困難な複合課題が顕在化しています。

こうした課題への対応として、県では、「高知型地域共生社会」※<sup>1</sup>の取り組みを推進しています。

取り組みの推進にあたり、多くの職種や県民を巻き込み、分野横断的な取り組みの理解者・実践者の裾野を拡げ、網の目のような支援のネットワークを構築するため、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」※<sup>2</sup>を進めています。

本事業は、同プロジェクトの一環として、県民向けに高知型地域共生社会の概念や日ごろからの地域のつながりの重要性などを分かりやすく伝える動画（地域共生社会講座）等により、つながりを実感できる地域づくりに向けた県民一人ひとりの行動のきっかけとなるよう意識啓発を行うことを目的とします。

#### ※1 高知型地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

本県においては、令和4年度から「高知型地域共生社会」を掲げ、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として、また、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進め、この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす高知型地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用し、取り組みを推進している。

この取り組みをオール高知で推進するにあたり、令和4年10月には、全市町村長と全社会福祉協議会会長、知事が共同で「高知家地域共生社会推進宣言」を実施した。また、令和5年度からは支え合いの地域づくりに取り組む民間企業・団体を募集しており、46の民生委員児童委員協議会と56の民間企業・団体が高知家地域共生社会推進宣言に参画している。  
(令和6年2月時点)

#### ※2 ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みである地域の支援ネットワークづくりには、コミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域の課題解決のサポートを行う人）のほか、高齢や障害、子ども、生活困窮等の各分野の専門職にも、住民一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められる。

また、専門職だけでなく、県民や企業などにも理解を得て参画いただくことが重要であることから、県では、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」として、

コミュニティソーシャルワーカーの養成を拡大したり、ソーシャルワークの理解者・実践者を増やす Web 動画研修(気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修)等を実施したりしている。

【参考】「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」(Web 動画研修)

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/about/#project>

### (3) 事業内容

別途定める「地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

## 2 見積限度額

6,848千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該

当しない者であること

- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 質疑と回答

資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑は令和6年4月15日(月)午後5時までに別紙様式1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和6年4月18日(木)午後5時までに高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課のホームページに掲載します。

(URL=https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060101/)

## 7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式2)及び資格要件の確認書類等により申込をしてください。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

|   | 提出書類の名称                     | 規格  | 提出部数 |
|---|-----------------------------|-----|------|
| 1 | 参加申込書(様式2)                  | A4縦 | 1部   |
| 2 | 資格要件確認書(様式3)                | A4横 | 1部   |
| 3 | 法人等概要書(任意様式)                | A4縦 | 1部   |
| 4 | 本仕様書に定める業務の類似事業の実績一覧表(任意様式) | A4縦 | 1部   |
| 5 | 都道府県税の納税証明書                 | —   | 1部   |
| 6 | 消費税及び地方消費税の納税証明書            | —   | 1部   |

### (1) 参加申込書

#### ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

#### イ 提出期限

令和6年4月19日(金)午後5時(必着)

#### ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課 TEL 088-823-9840

### (2) 資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年4月23日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 8 企画提案書の作成

別途定める「地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

## 9 審査

別途定める「地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 10 審査結果

審査結果は、令和6年5月23日（木）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 11 日程

令和6年4月8日（月） 募集開始

令和6年4月15日（月） 資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑提出〆切  
（回答 4月18日（木））

令和6年4月19日（金） 参加申込書及び資格要件の確認書類等提出〆切  
（確認結果通知 4月23日（火））

令和6年5月7日（火） 企画提案書の提出〆切

令和6年5月17日（金） 審査委員会（プレゼンテーション）

令和6年5月23日（木） 審査結果通知（予定）

## 12 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しません。

（2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象

文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

### 13 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

担当者 濱田・柏井

TEL 088-823-9840

FAX 088-823-9207

E-mail [060101@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:060101@ken.pref.kochi.lg.jp)

### 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

### 15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。